

立 命 館 大 学 大 学 院 学 則

[2014 (平成26) 年4月1日施行]

2014 (平成26) 年3月

学 校 法 人 立 命 館

立命館大学大学院学則

昭和28年10月23日
規程第49号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この学則は、立命館大学学則(以下「大学学則」という。)第6条第2項にもとづき、大学院に関する事項を定める。

(目的)

第2条 本大学院は、立命館建学の精神および教学理念に則り、学術の理論および応用を教授研究し、その深奥をきわめ、または高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識および卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

2 大学院のうち、専門職大学院は、学術の理論および応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識および卓越した能力を培うことを目的とする。

(大学院の課程)

第3条 本大学院に、修士課程、博士課程および専門職学位課程を置く。

2 博士課程は、前期2年および後期3年の課程に区分し、またはこの区分を設けないものとする。

3 区分を設けるものは、博士課程の前期2年の課程を博士課程前期課程、後期3年の課程を博士課程後期課程とする。

4 区分を設けないものは、標準修業年限5年の一貫制博士課程と標準修業年限4年の4年制博士課程とする。

5 博士課程前期課程は、修士課程として取扱う。

6 専門職学位課程のうち、第5条第2号に定める法務研究科を法科大学院とする。

(課程の目的)

第4条 修士課程および博士課程前期課程(以下「修士課程等」という。)は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

2 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、またはその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

- 3 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識および卓越した能力を培うことを目的とする。
- 4 専門職学位課程のうち、法科大学院は、専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とする。

(研究科および専攻)

第5条 本大学院に、次表の研究科および専攻を置く。

(1) 大学院

研究科名	専攻名	課程の別
法学研究科	法学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
経済学研究科	経済学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
経営学研究科	企業経営専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
社会学研究科	応用社会学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
文学研究科	人文学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
	行動文化情報学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
理工学研究科	基礎理工学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
	電子システム専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
	機械システム専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
	環境都市専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
国際関係研究科	国際関係学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
政策科学研究科	政策科学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
応用人間科学研究科	応用人間科学専攻	修士課程
言語教育情報研究科	言語教育情報専攻	修士課程
テクノロジー・マネジメント研究科	テクノロジー・マネジメント専攻	博士課程前期課程

		博士課程後期課程
公務研究科	公共政策専攻	修士課程
スポーツ健康科学研究科	スポーツ健康科学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
映像研究科	映像専攻	修士課程
情報理工学研究科	情報理工学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
生命科学研究科	生命科学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
先端総合学術研究科	先端総合学術専攻	一貫制博士課程
薬学研究科	薬学専攻	4年制博士課程

(2) 専門職大学院

研究科名	専攻名	課程の別
法務研究科	法曹養成専攻	専門職学位課程
経営管理研究科	経営管理専攻	専門職学位課程

(入学定員および収容定員)

第6条 本大学院の入学定員および収容定員は、次表のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別	入学定員	収容定員
法学研究科	法学専攻	博士課程前期課程	60	120
		博士課程後期課程	10	30
経済学研究科	経済学専攻	博士課程前期課程	50	100
		博士課程後期課程	5	15
経営学研究科	企業経営専攻	博士課程前期課程	60	120
		博士課程後期課程	15	45
社会学研究科	応用社会学専攻	博士課程前期課程	60	120
		博士課程後期課程	15	45
文学研究科	人文学専攻	博士課程前期課程	70	140
		博士課程後期課程	20	60
	行動文化情報学専攻	博士課程前期課程	35	70
		博士課程後期課程	15	45
	小計	—	140	315
理工学研究科	基礎理工学専攻	博士課程前期課程	50	100

	電子システム専攻	博士課程後期課程	6	18
		博士課程前期課程	180	360
	機械システム専攻	博士課程後期課程	8	24
		博士課程前期課程	140	280
	環境都市専攻	博士課程後期課程	11	33
		博士課程前期課程	80	160
	博士課程後期課程	15	45	
小計	—	490	1020	
国際関係研究科	国際関係学専攻	博士課程前期課程	60	120
		博士課程後期課程	10	30
政策科学研究科	政策科学専攻	博士課程前期課程	40	80
		博士課程後期課程	15	45
応用人間科学研究科	応用人間科学専攻	修士課程	60	120
言語教育情報研究科	言語教育情報専攻	修士課程	60	120
テクノロジー・マネジメント研究科	テクノロジー・マネジメント専攻	博士課程前期課程	70	140
		博士課程後期課程	5	15
公務研究科	公共政策専攻	修士課程	60	120
スポーツ健康科学研究科	スポーツ健康科学専攻	博士課程前期課程	25	50
		博士課程後期課程	8	24
映像研究科	映像専攻	修士課程	10	20
情報理工学研究科	情報理工学専攻	博士課程前期課程	200	400
		博士課程後期課程	15	45
生命科学研究科	生命科学専攻	博士課程前期課程	150	300
		博士課程後期課程	15	45
先端総合学術研究科	先端総合学術専攻	一貫制博士課程	30	150
薬学研究科	薬学専攻	4年制博士課程	3	12
法務研究科	法曹養成専攻	専門職学位課程	100	300
経営管理研究科	経営管理専攻	専門職学位課程	100	200
合計			1941	4266

第2章 大学院および研究科の運営

(研究科委員会または研究科教授会)

第7条 各研究科に研究科委員会または研究科教授会(以下単に「研究科委員会」という。)を置く。

2 研究科委員会に関する事項は次条に定めるもののほか、各研究科委員会規程または各

研究科教授会規程に定める。

(研究科委員会の審議事項等)

第8条 研究科委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 大学院の研究科、専攻課程の新設、増設、廃止、変更に関する事項
- (2) 大学院学則および大学院諸規程の制定、改廃に関する事項
- (3) 教員の人事に関する事項
- (4) 学科課程、授業および学力考査に関する事項
- (5) 学位論文審査に関する事項
- (6) 授業科目担当者に関する事項
- (7) 学生の入学、退学、留学、休学、修了、除籍およびその他学生の身上に関する事項
- (8) 学生の補導に関する事項
- (9) 学生の定数に関する事項
- (10) 学校法人および大学の諸規程において、研究科委員会の議を経ることを要すると定められた事項
- (11) その他研究科に関する重要な事項

2 研究科長は、研究科を代表し、研究科委員会の議決を執行する。

(大学院学位委員会)

第9条 本大学院に、大学院学位委員会を置く。

2 大学院学位委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 各研究科長
- (4) 各研究科委員会において選出した1人の委員

3 大学院学位委員会は、学長がこれを招集してその議長となる。

4 大学院学位委員会は、学位授与に関する事項を審議する。

(大学院教学委員会)

第9条の2 本大学院に、大学院教学委員会を置く。

2 大学院教学委員会の組織および運営に関し必要な事項は、大学院教学委員会規程に定める。

第3章 教育課程

(教育課程の編成方針)

第10条 本大学院は、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとと

もに、学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)の計画を策定し、体系的に教育課程を編成する。

- 2 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識および能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう、適切に配慮する。
- 3 専門職大学院は、教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成する。

(資格課程)

第10条の2 教育職員免許状他の資格を得ようとする者のために、特に指定する資格課程を置く。

(授業科目)

第11条 授業科目は、各研究科則に定める科目区分に分類して配置する。

- 2 授業科目は、必修科目、選択科目および自由科目に分けて体系的に配置する。

(カリキュラム適用)

第12条 教育課程、授業科目、履修方法、単位認定および修了に関する事項(以下、「カリキュラム」という。)については、入学時に適用したカリキュラムを修了まで適用する。

- 2 転入学にあつては転入学先、再入学にあつては再入学先の同じ回生に適用されるカリキュラムを適用する。
- 3 転籍にあつては転籍先、専攻内異動にあつては専攻内異動先の同じ回生に適用されるカリキュラムを適用する。

(研究科則)

第13条 各研究科の専攻別のカリキュラムは、各研究科則に定める。

第4章 授業、研究指導および成績評価

(授業および研究指導)

第14条 大学院の教育は、授業科目の授業および研究指導によって行う。ただし、専門職大学院にあつては、授業科目の授業によって行う。

(授業科目および研究指導の担当者の決定)

第15条 授業科目および研究指導の担当者は、立命館大学大学院担当教員選考基準に基づき、科目適合性および教育研究上の指導能力を考慮し、研究科委員会の議を経て研究科長が決定する。

(教育方法の特例)

第16条 次の各号に掲げる研究科、専攻および課程は、研究科委員会が教育上特別の必要があると認めた場合、夜間その他特定の時間または時期において授業および研究指導を行うことがある。

- (1) 応用人間科学研究科 応用人間科学専攻 修士課程
- (2) 言語教育情報研究科 言語教育情報専攻 修士課程
- (3) テクノロジー・マネジメント研究科 テクノロジー・マネジメント専攻 博士課程
前期課程
- (4) 公務研究科 公共政策専攻 修士課程
- (5) 経営管理研究科 経営管理専攻 専門職学位課程
- (6) 薬学研究科 薬学専攻 博士課程

(授業科目履修の特例)

第17条 研究科委員会が教育上必要と認めた場合は、修士課程等または専門職学位課程に在学する学生は、学部の授業科目を履修することができる。

- 2 研究科委員会が教育上必要と認めた場合は、博士課程後期課程、一貫制博士課程または4年制博士課程に在学する学生は、修士課程等または学部の授業科目を履修することができる。
- 3 前2項の規定により修得した単位は、修了に必要な単位数に算入しない。

(成績評価基準等の明示等)

第18条 授業および研究指導の方法および内容ならびに1年間の授業および研究指導の計画は、学生に対してあらかじめ明示する。

- 2 学修の成果および学位論文にかかる評価ならびに修了の認定にあたっては、客観性および厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行う。

(授業を行う学生数)

第19条 1の授業科目について同時に授業を行う学生数は、授業の方法および施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数とする。

(授業の方法)

第20条 授業は、講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれかにより、またはこれらの併用により行う。

- 2 研究科委員会が必要と認めた場合には、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用

して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることがある。

- 3 研究科委員会が必要と認めた場合には、大学が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行う場合について定める件(平成15年文部科学省告示第43号)にもとづき、第1項の授業の一部を、校舎および附属施設以外の場所(外国を含む。)で行うことがある。

(単位計算方法)

第21条 各授業科目の単位数は、1単位あたり45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果および授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算する。

- (1) 講義および演習については、研究科委員会の定めるところにより毎週1時間から2時間までの範囲で、15週の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習および実技については、研究科委員会の定めるところにより毎週2時間から3時間までの範囲で、15週の授業をもって1単位とする。
- (3) 1の授業科目について、講義、演習、実験、実習または実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じて、前2号に規定する基準を考慮して、研究科委員会の定める時間の授業をもって1単位とする。

(各授業科目の授業期間)

第22条 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行う。ただし、研究科委員会が必要と認めた場合には、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことがある。

(成績評価)

第23条 授業科目の成績評価は、A+、A、B、C、PまたはFで行い、A+、A、B、CおよびPを合格、Fを不合格とする。

- 2 前項の成績評価は、100点法ではA+(おおむね90点以上)、A(同、80点台)、B(同、70点台)、C(同、60点台)およびF(60点未満)とし、Pは特定科目における合格とする。
- 3 前2項は、他研究科の授業科目を履修した場合および入学する前に本大学院の科目等履修生制度により授業科目を修得した単位を認定する場合についても適用する。
- 4 第1項および第3項にかかわらず、他大学院等において修得した単位を認定する場合は、N(認定)とする。

(単位の授与および単位の認定)

第24条 授業科目を履修し、授業科目毎に実施する試験に合格した者には、所定の単位を与える。

- 2 単位の授与および単位の認定は、研究科委員会の議を経て、研究科長が決定する。

3 授与または認定した単位の取消しは行わない。ただし、法務研究科については、研究科教授会の議を経て、授与または認定した単位の取消しを行うことがある。

(自由科目)

第25条 自由科目の単位数は、修了に必要な単位数に算入しない。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第26条 本大学院は、授業、研究指導の内容および方法の改善を図るための組織的な研修および研究を実施する。

第5章 修士課程等、博士課程後期課程、一貫制博士課程および4年制博士課程

第1節 修士課程等の修了要件等

(標準修業年限)

第27条 修士課程等の標準修業年限は2年とする。ただし、公務研究科公共政策専攻社会人1年修了コースの標準修業年限は1年とする。

(在学年限)

第28条 修士課程等の在学年限は4年とする。

(修了要件)

第29条 修士課程等の修了要件は、現に在籍している課程に標準修業年限以上在学し、各研究科則に定めるところに従って30単位以上修得し、必要な研究指導を受けたうえ、現に在籍している課程の目的に応じ、修士論文または特定の課題についての研究の成果の審査および試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、在籍中に優れた業績を上げた者については、現に在籍している課程に1年以上在学すれば足りる。

第2節 博士課程後期課程の修了要件等

(標準修業年限)

第30条 博士課程後期課程の標準修業年限は3年とする。

(在学年限)

第31条 博士課程後期課程の在学年限は6年とする。

(修了要件)

第32条 博士課程後期課程の修了要件は、現に在籍している課程に標準修業年限(第53条

第2号に該当する者のうち、法科大学院を修了した者(あつては2年)以上在学し、各研究科則に定めるところに従つて単位を修得し、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文を提出し、審査および試験に合格することとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、在籍中に優れた研究業績を上げた者の在学期間に関しては、現に在籍している課程に1年(第53条第1号または第2号に該当する者のうち、標準修業年限が1年以上2年未満の修士課程等を修了したものおよび標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了したものにあつては、標準修業年限から当該1年以上2年未満の期間(2年を限度とする。)を減じた期間とする。ただし、優れた業績により修士課程等を在学1年以上で修了した者(あつては、標準修業年限から当該修士課程等における在学期間(2年を限度とする。)を減じた期間とする。))以上在学すれば足りる。

第3節 一貫制博士課程の修了要件等

(標準修業年限)

第33条 一貫制博士課程の標準修業年限は5年とする。

(在学年限)

第34条 一貫制博士課程の在学年限は10年とする。

(修了要件)

第35条 一貫制博士課程の修了要件は、現に在籍している課程に標準修業年限以上在学し、各研究科則に定めるところに従つて30単位以上修得し、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文を提出し、審査および試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、在籍中に優れた研究業績を上げた者については、3年(第53条第1号に該当する者(あつては、当該修士課程等における2年の在学期間を含む。))以上在学すれば足りる。

- 2 前項の規定にかかわらず、第53条第1号に該当する者のうち、標準修業年限が1年以上2年未満の修士課程等を修了したものの在学期間については当該1年以上2年未満の期間(2年を限度とする。)に3年を加えた期間とし、優れた業績により修士課程等を在学1年以上で修了したものの在学期間については、当該修士課程等における在学期間(2年を限度とする。)に3年を加えた期間とする。ただし、在籍中に優れた研究業績を上げた者については、3年(修士課程等における在学期間(2年を限度とする。)を含む。))以上在学すれば足りる。

- 3 前2項にかかわらず、第53条第2号または第3号に該当する者については、3年(第53条第2号に該当する者のうち法科大学院の課程を修了したものについては2年)以上在学し、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文を提出し、審査および試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、在籍中に優れた研究業績をあげた者については、1年(標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者(あつては、3年から当該1

年以上2年未満の期間を減じた期間)以上在学すれば足りる。

第4節 4年制博士課程の修了要件等

(標準修業年限)

第35条の2 4年制博士課程の標準修業年限は4年とする。

(在学年限)

第35条の3 4年制博士課程の在学年限は8年とする。

(修了要件)

第35条の4 4年制博士課程の修了要件は、現に在籍している課程に標準修業年限以上在学し、各研究科則に定めるところに従って30単位以上修得し、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文を提出し、審査および試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、在籍中に優れた研究業績を上げた者については、3年以上在学すれば足りる。

第5節 単位認定等

(研究指導の委託)

第36条 研究科委員会が教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院または研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることがある。ただし、修士課程等の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えてはならない。

(他の大学院または本大学の他の研究科における授業科目の履修)

第37条 研究科委員会が教育上有益と認めるときは、他の大学院(外国の大学院を含む。)または本大学の他の研究科の授業科目を履修させることがある。

2 前項の規定により授業科目を履修して修得した単位は、10単位を超えない範囲で、現に在籍している課程における授業科目の履修により修得したものとみなすことがある。

(入学前の既修得単位の認定)

第38条 研究科委員会が教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に、大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、現に在籍している課程に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことがある。

2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、転入学の場合を除き、現に在籍している課程において修得した単位以外のものについては、10単位を超えてはならない。

- 3 第1項の規定により修得したものとみなすことがある単位のうち、現に在籍している課程において修得した単位については、12単位を超えてはならない。

(単位認定)

第39条 前2条にもとづく単位の認定は、研究科委員会の議を経て、研究科長が決定する。

第6章 専門職学位課程

第1節 専門職学位課程の修了要件等

(標準修業年限)

第40条 専門職学位課程の標準修業年限は2年とする。ただし、法務研究科の標準修業年限は3年、経営管理研究科経営管理専攻1年修了コースの標準修業年限は1年とする。

(在学年限)

第41条 専門職学位課程の在学年限は4年とする。ただし、法務研究科の在学年限は5年とする。

- 2 前項に規定する在学年限については、第43条の規定により在学したとみなされる期間を除いた期間とする。

(修了要件)

第42条 専門職学位課程の修了要件は、現に在籍している課程に標準修業年限以上在学し、各研究科則に定めるところに従って30単位以上修得し、その他の教育課程の履修により課程を修了することとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、法務研究科の修了要件は、法務研究科に標準修業年限以上在学して、法務研究科則に定めるところに従って104単位以上修得し、課程を修了することとする。

(在学期間の短縮)

第43条 第48条の規定により本専門職大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を現に在籍している課程において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により本専門職大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して現に在籍している課程の標準修業年限の2分の1を超えない範囲で本専門職大学院が定める期間在学したものとみなすことがある。ただし、この場合においても、当該専門職学位課程に少なくとも1年(法務研究科については2年)以上在学しなければならない。

- 2 法務研究科が、前項の規定により本法務研究科に在学したものとみなすことがある期

間は、1年を超えない範囲とする。

- 3 前2項の在学したものとみなす期間については、研究科委員会の議を経て研究科長が決定する。

(法学既修者)

第44条 法務研究科は、本法務研究科において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認められた者(以下「法学既修者」という。)については、第42条第2項に規定する在学期間については1年を超えない範囲で本法務研究科が認める期間在学し、同項に規定する単位については34単位を超えない範囲で、本法務研究科が認める単位を修得したものとみなすことがある。

- 2 前項の規定により法学既修者について在学したものとみなすことがある期間は、前条第2項の規定により在学したものとみなす期間と合わせて1年を超えてはならない。
- 3 第1項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことがある単位数は、第47条および第48条の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて41単位を超えてはならない。

第2節 単位認定等

(授業の方法等)

第45条 第20条に定めるもののほか、専門職大学院の目的を達成しうる実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査または双方向もしくは多方向に行われる討論もしくは質疑応答その他適切な方法により授業を行う。

- 2 研究科委員会が必要と認めた場合には、第20条第1項および前項に定める授業について、多様なメディアを高度に利用して授業を行う教室等以外の場所で履修させることがある。

(専門職大学院の履修科目の登録の上限)

第46条 学生が1年間または1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を各研究科則に定める。

(他の大学院または本大学の他の研究科における授業科目の履修)

第47条 研究科委員会が教育上有益と認めるときは、他の大学院(外国の大学院を含む。)または本大学の他の研究科の授業科目を履修させることがある。

- 2 前項の規定により授業科目を履修して修得した単位は、本専門職大学院が修了要件として定める単位数の2分の1を超えない範囲で、現在在籍している課程における授業科目の履修により修得したものとみなすことがある。
- 3 前項の規定にかかわらず、法務研究科において、第1項の規定により授業科目を履修して修得した単位は、41単位を超えない範囲で、本法務研究科における授業科目の履修に

より修得したものとみなすことがある。

(入学前の既修得単位の認定)

第48条 研究科委員会が教育上有益と認めるときは、学生が本専門職大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本専門職大学院に入学した後の現に在籍している課程における授業科目の履修により修得したものとみなすことがある。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、転入学の場合を除き、現に在籍している研究科において修得した単位以外のものについては、前条第2項の規定により現に在籍している課程において修得したものとみなす単位数と合わせて、本専門職大学院が修了要件として定める単位数の2分の1を超えてはならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、法務研究科において、第1項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、転入学の場合を除き、現に在籍している研究科において修得した単位以外のものについては、前条第3項の規定により本法務研究科において修得したものとみなす単位数と合わせて41単位を超えてはならない。
- 4 第1項の規定により修得したものとみなすことができる単位のうち、現に在籍している課程において修得した単位については、30単位を超えてはならない。

(単位認定)

第49条 前2条にもとづく単位の認定は、研究科委員会の議を経て、研究科長が決定する。

第7章 学位

(学位)

第50条 学位および学位の授与に関する事項については、立命館大学学位規程による。

第8章 入学

(入学時期)

第51条 入学時期は、毎年4月または9月とする。

(修士課程等、一貫制博士課程または専門職学位課程の入学資格)

第52条 修士課程等、一貫制博士課程または専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 大学を卒業した者と同等以上の学力を有する者として、学校教育法施行規則第155条第1項に規定された者
- (3) 大学に3年以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)

であって、各研究科の定める単位を優秀な成績で修得したと認められた者

(博士課程後期課程の入学資格)

第53条 博士課程後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 専門職学位を有する者
- (3) 修士の学位または専門職学位を有する者と同等以上の学力を有する者として、学校教育法施行規則第156条に規定された者

(4年制博士課程の入学資格)

第53条の2 4年制博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 6年制薬学部を卒業した者
- (2) 修士(薬学系)の学位を有する者
- (3) 前2号の者と同等以上の学力を有する者として、学校教育法施行規則第156条に規定されたもの

(修士課程等または専門職学位課程の転入学資格)

第54条 修士課程等または専門職学位課程に転入学することのできる者は、転入学試験要項に定める。

(一貫制博士課程3年次の転入学資格)

第55条 一貫制博士課程3年次に転入学することのできる者は、第53条各号のいずれかに該当する者とする。

(再入学の資格)

第56条 退学または除籍となった研究科に再入学することのできる者は、退学または除籍となった学期の最終日の翌日から起算して2年以内のものとする。ただし、第28、31、34、35条の3および41条に規定する在学年限を超えて除籍となった者または第91条第1項により退学処分となった者は、再入学することはできない。

(入学等の出願)

第57条 入学、転入学または再入学(以下「入学等」という。)を志願する者は、指定の期日までに、入学願書に第75条に定める入学検定料および立命館大学入学の出願および入学手続に関する規程(以下「入学の出願等に関する規程」という。)に定める書類を添え

て願い出なければならない。

- 2 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、入学検定料を徴収しない。
 - (1) 再入学試験を受験する場合
 - (2) 出願時において本大学院の修士課程または専門職学位課程を修了見込みの者が、修了する学期の最終日の翌日以降1年以内に博士課程後期課程、4年制博士課程または一貫制博士課程3年次に入学するための入学試験を受験する場合
 - (3) 本大学院の修士課程または専門職学位課程を修了した者が、修了した学期の最終日の翌日以降1年以内に前号の入学試験を受験する場合
 - (4) 大使館推薦または大学推薦による国費外国人留学生の場合
 - (5) 大学その他の団体との間で協定等により不徴収について合意している場合
- 3 入学志願に関する事項は、入学の出願等に関する規程に定める。

(選考)

- 第58条 入学志願者は、別に定める方法により選考し、研究科委員会の議を経て、研究科長が合格者を決定する。
- 2 研究科長は、前項の合格者に合格の通知を行う。
 - 3 入学志願者の選考に関し必要な事項は、毎年度、入学等の試験要項に定める。

(入学手続)

- 第59条 前条第2項の合格の通知を受けた者は、入学の出願等に関する規程に定めるところにより、所定の期日までに入学手続書類を提出するとともに、所定の納付金を納めなければならない。
- 2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

第9章 休学、復学、転籍、留学、退学および除籍

(休学)

- 第60条 病気その他やむを得ない理由により継続して2か月以上就学することができない者は、休学を願い出ることができる。
- 2 休学を願い出た者に対して、研究科委員会の議を経て、研究科長が休学を許可することがある。
 - 3 研究科長は、病気のため就学することが適当でないと認められる者に対して、研究科委員会の議を経て、休学を命ずることができる。
 - 4 休学期間は、継続して2年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として、その期間を延長して許可することがある。
 - 5 休学期間は、通算して3年を超えることができない。ただし、一貫制博士課程においては、通算して5年まで休学することができる。

6 前項の規定にかかわらず、第1項の願い出の理由が、学長が決定した緊急災害による場合は、休学期間は前項の通算3年(一貫制博士課程においては通算5年)に含めない。

7 休学期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第61条 休学している者が復学を願い出たときは、研究科委員会の議を経て、研究科長が復学を許可することがある。

(転籍)

第62条 本大学院の学生で、第5条で規定する他の研究科または専攻のうち、現に在籍している研究科または専攻と第52、53、53条の2および55条に定める入学資格が同一の研究科または専攻に転籍を志願する者については、転籍先の研究会委員会で選考のうえ、転籍元および転籍先の研究科委員会の議を経て、転籍先の研究科長が許可することがある。

2 転籍前に修得していた単位の認定は、転籍先の研究科委員会の議を経て、転籍先の研究科長が決定する。

(留学)

第63条 留学とは、外国の大学院またはこれに相当する高等教育機関もしくは研究機関で、協定または合意にもとづき、1学期相当以上にわたり正規の授業科目を履修し、もしくは研究指導を受け、または研究に従事することをいう。

2 留学を志願する者に対して、教育上有益と認めるときは、研究科委員会の議を経て、研究科長が留学を許可する。

3 留学期間は、在学期間に算入する。

(退学)

第64条 退学を願い出た者に対して、研究科委員会の議を経て、学長が退学を許可することがある。

(除籍)

第65条 次の各号のいずれかに該当する者は、研究科委員会の議を経て、学長が除籍する。ただし、第6号に該当する者にあつては、研究科委員会および大学院教学委員会の議を経て、学長が除籍する。

(1) 授業料、在籍料または特別在学料を納めない者

(2) 第28、31、34、35条の3および41条に規定する在学年限を超えた者

(3) 第60条第5項に規定する休学期間を超えてなお復学しない者

- (4) 休学期間終了日までに所定の手続をとらなかった者
- (5) 死亡した者
- (6) 修業の見込みがないと認めた者

(その他の手続き)

第66条 この学則に定めるものの他、休学、復学、転籍、留学、退学および除籍の手続きについては、立命館大学学籍に関する規程に定める。

第10章 外国人留学生、科目等履修生、特別聴講学生、研修生、研究生、専修生、特別研究学生および外国人研究生

(外国人留学生)

第67条 大学院教育を受ける目的をもって入国し、本大学院に入学した外国人で正規課程に在籍する者を外国人留学生とする。

(科目等履修生)

第68条 本大学院における授業科目の履修を志願する者があるときは、選考のうえ、研究科委員会の議を経て、研究科長が科目等履修生として許可することがある。

2 科目等履修生に関する事項は、立命館大学科目等履修生規程に定める。

(聴講生)

第68条の2 本大学院の授業科目の聴講を志願する者があるときは、選考のうえ、研究科委員会の議を経て、研究科長が聴講生として許可することがある。

2 聴講生に関する事項は、立命館大学聴講生規程に定める。

(特別聴講学生)

第69条 他の大学院等(外国の大学院を含む。)との協定にもとづき、本大学院の授業科目の履修を志願する者があるときは、選考のうえ、研究科委員会の議を経て、研究科長が特別聴講学生として許可することがある。

2 特別聴講学生に関する事項は、立命館大学特別聴講学生規程に定める。

(研修生)

第70条 本大学院の修士または専門職の学位を得た者で、さらに研究を継続し、本大学の研究施設を利用しようとするものがあるときは、研究科委員会において選考のうえ、研究科長が研修生として許可することがある。

2 研修生に関する事項は、立命館大学大学院研修生規程に定める。

(研究生)

第71条 本大学院の博士の学位を得た者、博士課程後期課程または一貫制博士課程もしくは4年制博士課程に標準修業年限以上在学したうえで、各研究科則に定める履修要件を満たし退学した者で、さらに研究を継続し、本大学の施設を利用しようとするものがあるときは、研究科委員会において選考のうえ、研究科長が研究生として許可することがある。

2 研究生に関する事項は、立命館大学大学院研究生規程に定める。

(専修生)

第72条 本専門職大学院において専門職学位を得た者で、学習を継続するため本大学の施設を利用しようとするものがあるときは、選考のうえ、研究科委員会の議を経て、研究科長が専修生として許可することがある。

2 専修生に関する事項は、立命館大学大学院専修生規程に定める。

(特別研究学生)

第73条 他の大学院等(外国の大学院等を含む。)との協定にもとづき、本大学院において研究指導を受けようとする者があるときは、選考のうえ、研究科委員会の議を経て、研究科長が特別研究学生として許可することがある。

2 特別研究学生に関する事項は、立命館大学大学院特別研究学生規程に定める。

(外国人研究生)

第74条 次の各号に掲げる留学生で、本大学院における授業科目の履修または研究指導を志願する者があるときは、選考のうえ、研究科委員会の議を経て、研究科長が外国人研究生として許可することがある。

(1) 国費外国人留学生

(2) 中国政府大学院留学生派遣(共同育成)プログラムによる留学生

(3) アフガニスタン人材育成プロジェクトによる留学生

(4) 独立行政法人国際交流基金が支援する訪日研究プログラムによる留学生

(5) ブラジル政府派遣「国境無き科学計画」による留学生

(6) 日墨交流計画による留学生

(7) サウジアラビア王国政府派遣留学プログラムによる留学生

2 外国人研究生に関する事項は、立命館大学大学院外国人研究生規程に定める。

第11章 授業料等納付金および手数料

(入学検定料)

第75条 入学検定料は、納付金等別表1—1のとおりとする。

(入学金)

第76条 入学する者は、納付金等別表2—1に定める入学金を納めなければならない。

2 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、入学金を徴収しない。

- (1) 学校法人立命館の設置する大学または大学院(以下「設置大学」または「設置大学院」という。)を卒業または修了した者が、本大学院に入学する場合
- (2) 第52条第3号に該当する者として、設置大学から引き続き本大学院に入学する場合
- (3) 設置大学院の博士課程後期課程、一貫制博士課程または4年制博士課程において博士論文以外の修了要件を満たし退学した者が、本大学院に入学する場合

(授業料)

第77条 学生は、在籍する研究科および年次ならびに次の各号に定める区分に応じて、前期授業料および後期授業料を学期毎に納めなければならない。ただし、9月に入学した者の授業料は、前期授業料を学則第15条第2項に定める後期学期の授業料とし、後期授業料を同前期学期の授業料とする。

- (1) 前条第2項各号のいずれにも該当しない場合(以下「他大学等出身」という。)
- (2) 前条第2項各号のいずれかに該当する場合(以下「設置大学等出身」という。)

2 前項の授業料は、修士課程等は納付金等別表3—1、博士課程後期課程は納付金等別表3—2、一貫制博士課程は納付金等別表3—3、専門職学位課程は納付金等別表3—4、4年制博士課程は納付金等別表3—5に定める。

3 前項にかかわらず、在学期間(第43条により在学とみなされる期間を除く。)が各課程の標準修業年限を超えた者および第44条に定める法学既習者で在学期間(第43条および第44条により在学とみなされる期間を除く。)が2年を超えた者の授業料は、前項に定める額の半額とする。ただし、公務研究科(公共政策専攻社会人1年修了コース)においては、公務研究科(公共政策専攻社会人1年修了コースを除く)に定める額の半額とする。

4 前2項にかかわらず、専門職学位課程経営管理研究科において在学期間(第43条により在学とみなされる期間を除く。)が標準修業年限を超えた者の固定授業料は、納付金等別表3—4に定める額の半額とする。

5 第2項および第3項にかかわらず、博士課程後期課程、一貫制博士課程または4年制博士課程において博士論文以外の修了要件を満たした者の授業料は、学期につき100,000円とする。

(実習費)

第78条 特定の科目または課程を履修する者は、立命館大学学費等の納付に関する規程に定める実習費を納めなければならない。

(在籍料)

第79条 休学中の者は、当該期間中(休学を開始した学期を含む)は、授業料に代えて納付金等別表4—1に定める在籍料を学期毎に納めなければならない。

(特別在学料)

第80条 次の各号のいずれかに該当する者は、授業料に代えて納付金等別表4—2に定める特別在学料を学期毎に納めなければならない。

- (1) 他大学院との協定にもとづく学位取得プログラムにおいて本大学院から当該他大学院に留学している者であって、当該他大学院に対する学費の納付を要するもの(同プログラムにより本大学院に入学または転入学した者を除く)
- (2) 博士課程後期課程、一貫制博士課程または4年制博士課程において学位申請を行い、学位審査のために標準修業年限を超えて次学期も在学する者

(単位認定料)

第80条の2 経営管理研究科において、第48条にもとづき入学前の既修得単位の認定を受ける者は、単位認定料を所定の期日までに納めなければならない。ただし、科目等履修生として修得した単位を除く。

(科目等履修料等)

第81条 科目等履修生に志願する者は、科目等履修生選考料を所定の期日までに納めなければならない。

2 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、科目等履修生選考料を徴収しない。

- (1) 金融と法講座を履修する場合
- (2) 文化遺産防災学教育プログラムを履修する場合
- (3) リサーチ・アドバイザー(政策科学研究科)として履修する場合
- (4) 大学院早期履修プログラムを履修する場合
- (5) 大学院進学プログラムを履修する場合
- (6) Study in Kyoto Programを履修する場合
- (7) プラクティカム・アドバイザー(テクノロジー・マネジメント研究科)として履修する場合
- (8) 大学その他の団体との間で協定等により不徴収について合意している場合

3 科目等履修生に許可された者は、科目等履修生登録料を所定の期日までに納めなければならない。

4 前項にかかわらず、第2項の各号のいずれかに該当する場合は、科目等履修生登録料を徴収しない。ただし、第1号の場合はこの限りでない。

5 科目等履修生は、納付金等別表5—1に定める科目等履修料を所定の期日までに納めな

なければならない。

- 6 前項にかかわらず、第2項第3号、第4号、第5号、第7号または第8号のいずれかに該当する場合は、科目等履修料を徴収しない。

(聴講料等)

第81条の2 聴講生に志願する者は、聴講生選考料を所定の期日までに納めなければならない。

- 2 聴講生は、納付金等別表5—1—2に定める聴講料を所定の期日までに納めなければならない。

- 3 前2項にかかわらず、大学その他の団体との間で協定等により合意している場合は、聴講生選考料および聴講料を徴収しない。

(手数料の金額等)

第81条の3 単位認定料、科目等履修生選考料、科目等履修生登録料および聴講生選考料の金額および納付に関する事項は、立命館大学手数料規程に定める。

(特別履修料)

第82条 特別聴講学生に許可された者は、納付金等別表5—2に定める特別履修料を納めなければならない。

- 2 前項にかかわらず、大学その他の団体との間で協定等により合意している場合は、特別履修料を徴収しない。

(研修料)

第83条 研修生に許可された者は、納付金等別表5—3に定める研修料を納めなければならない。

(研究料)

第84条 研究生に許可された者は、納付金等別表5—4に定める研究料を納めなければならない。

(専修料)

第85条 専修生に許可された者は、納付金等別表5—5に定める専修料を納めなければならない。

(外国人研究料)

第86条 外国人研究生に許可された者は、納付金等別表5—6に定める外国人研究料を納め

なければならない。

- 2 前項にかかわらず、大学推薦による国費外国人留学生および中国政府大学院留学生派遣(共同育成)プログラムの留学生については、外国人研究料を徴収しない。

(納付金等の減免)

第87条 第57条、第76条、第77条、第79条および第80条にかかわらず、入学検定料、入学金、授業料、在籍料および特別在学料の一部または全額を免除することがある。

- 2 前項については、非常災害による修学困難者に対する立命館大学学費減免規程、立命館大学外国人留学生学費減免規程および立命館大学災害救助法適用地域の受験生に対する入学検定料免除規程に定める。

(納付金等の納付)

第88条 入学検定料、入学金、授業料、実習費、在籍料、特別在学料、科目等履修料、聴講料、特別履修料、研修料、研究料、専修料および外国人研究料の納付に関する事項は、立命館大学学費等の納付に関する規程に定める。

(納付金等の返還)

第89条 既に納めた入学検定料、入学金、授業料、実習費、在籍料、特別在学料、科目等履修料、聴講料、特別履修料、研修料、研究料、専修料および外国人研究料は、返還しない。

- 2 前項にかかわらず、次の期日までに入学辞退を願い出た場合は、既に納めた授業料に限り返還する。

(1) 4月入学予定者 入学予定の前年度3月31日まで

(2) 9月入学予定者 入学予定の当年度9月25日まで

- 3 第1項にかかわらず、9月25日までに退学または除籍となった場合は、当年度の後期学期以降の授業料に相当する既納額を、3月31日までに退学または除籍となった場合は、次年度の前期学期以降の授業料に相当する既納額を返還する。

- 4 第1項にかかわらず、科目等履修生または聴講生が前期学期に後期学期分を含む科目等履修料または聴講料を納め、後期学期の受講登録において後期学期の受講科目を取り消した場合は、取り消した科目数に相当する既納額を返還する。

第12章 賞罰

(表彰)

第90条 学生として表彰に価する行為があった者は、学長が表彰することができる。

(懲戒)

第91条 本大学の規定に違反し、学生の本分に反する行為をした者は、研究科委員会の議を経て、学長が懲戒する。

- 2 懲戒の種類は、退学、停学および戒告とする。
- 3 停学期間は、在学期間に算入し、標準修業年限に算入しない。ただし、停学期間が3か月以内の場合には、標準修業年限に算入することができる。
- 4 懲戒に関する手続は、立命館大学学生懲戒規程に定める。

第13章 改廃

(変更)

第92条 この学則の変更は、研究科委員会、大学協議会および常任理事会の議を経て、理事会が決定する。ただし、一部の研究科のみに関する変更については、他の研究科の研究科委員会の議を経ることを要しない。

第14章 雑則

(連合教職実践研究科)

第93条 京都教育大学大学院連合教職実践研究科の教育研究の実施にあたっては、学校法人京都産業大学が設置する京都産業大学、学校法人京都女子学園が設置する京都女子大学、学校法人同志社が設置する同志社大学および同志社女子大学、学校法人浄土宗教育資団が設置する佛教大学ならびに学校法人龍谷大学が設置する龍谷大学の間で締結された協定書に基づき、教職に関する高度専門的な知識と実践的指導力を統合的に有する教員の養成を行うために協力して行う。

附 則(2013年3月22日 法務研究科の収容定員の変更に伴う一部変更および入学検定料の時限措置の追加)

- 1 この学則は、2014年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第6条にかかわらず、法務研究科専門職学位課程の2014年度および2015年度の収容定員は、次表のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別	2014年度	2015年度
法務研究科	法曹養成専攻	専門職学位課程	360	330

- 3 法務研究科専門職学位課程の入学検定料は、2014年度入学および2015年度入学の入学試験については、納付金等別表1-1(入学検定料)にかかわらず、全方式において単願、併願とも、10,000円とする。

附 則(2013年3月22日 文学研究科行動文化情報学専攻の設置に伴う一部変更)

- この学則は、2014年4月1日から施行する。
- 変更後の学則第6条にかかわらず、文学研究科の2014年度および2015年度の収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別	2014年度	2015年度
文学研究科	人文学専攻	博士課程前期課程	175	—
		博士課程後期課程	90	75
	行動文化情報学専攻	博士課程前期課程	35	—
		博士課程後期課程	15	30

附 則(2013年3月22日 薬学研究科薬学専攻設置に伴う一部変更)

- この学則は、2014年4月1日から施行する。
- 変更後の第6条にかかわらず、薬学研究科薬学専攻4年制博士課程の2014年度、2015年度および2016年度の収容定員は、次表のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別	2014年度	2015年度	2016年度
薬学研究科	薬学専攻	4年制博士課程	5	10	15

附 則(2013年5月24日 薬学研究科薬学専攻の入学定員変更に伴う一部変更)

- この学則は、2014年4月1日から施行する。
- 変更後の第6条にかかわらず、薬学研究科薬学専攻4年制博士課程の2014年度、2015年度および2016年度の収容定員は、次表のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別	2014年度	2015年度	2016年度
薬学研究所	薬学専攻	4年制博士課程	3	6	9

附 則(2013年7月26日 外国人研究生の追加および変更手続きの変更に伴う一部変更)

この学則は、2013年7月26日から施行し、2013年4月1日から適用する。

附 則 (2014年1月24日 教育方法の特例の対象となる研究科の追加および外国人研究生の対象追加等に伴う一部変更)

- 1 この学則は、2014年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、納付金等別表1-1における理工学研究科博士課程前期課程および後期課程の入学試験方式の変更については、2013年4月1日から適用する。

納付金等別表1—1(入学検定料)(第75条関連)

(単位：円)

方式	区分	金額
以下の入学試験方式以外の全方式	単願および以下の併願時以外の併願	35,000
	大学院専門職学位課程法務研究科のA方式(法学未修者専願)の併願	55,000
二段階選考方式	1次選考	15,000
	2次選考	20,000
留学生特別選抜入学試験	(英語基準)	5,000
国際関係研究科博士課程前期課程 (英語基準書類選考入学試験)	4月入学および9月入学(英語基準)	5,000
政策科学研究科博士課程前期課程 (英語基準入学試験)	9月入学(英語基準)	5,000
政策科学研究科博士課程後期課程 (英語基準入学試験)	9月入学(英語基準)	5,000
経済学研究科博士課程前期課程(一般入学試験)	9月入学(英語基準)	5,000
理工学研究科博士課程前期課程(理工学国際プログラム入学試験)	9月入学(英語基準)	5,000
理工学研究科博士課程後期課程(理工学国際プログラム入学試験)	9月入学(英語基準)	5,000

情報理工学研究科博士課程前期課程 (情報理工学国際プログラム入学試験)	9月入学(英語基準)	5,000
情報理工学研究科博士課程後期課程 (情報理工学国際プログラム入学試験)	9月入学(英語基準)	5,000
情報理工学研究科博士課程前期課程 (情報理工学国際プログラム推薦入学試験)	9月入学(英語基準)	5,000
生命科学研究科博士課程前期課程 (生命科学国際プログラム一般入学試験)	9月入学(英語基準)	5,000
生命科学研究科博士課程後期課程 (生命科学国際プログラム一般入学試験)	9月入学(英語基準)	5,000
テクノロジー・マネジメント研究科 博士課程後期課程(英語基準プログラム入学試験)	9月入学(英語基準)	5,000

納付金等別表2—1(入学金)(第76条関連)

(単位：円)

区分	金額
入学、転入学	300,000
再入学	10,000

納付金等別表3—1(修士課程等の授業料)(第77条関連)

(単位：円)

研究科	費目	1年次		2年次(注1)
		他大学等出身	設置大学等出身	
法学研究科	前期授業料	311,000	471,000	471,000
	後期授業料	471,000	471,000	471,000
経済学研究科	前期授業料	311,000	471,000	471,000
	後期授業料	471,000	471,000	471,000
経営学研究科	前期授業料	311,000	471,000	471,000

	後期授業料	471,000	471,000	471,000
社会学研究科	前期授業料	325,000	485,000	471,000
	後期授業料	471,000	471,000	471,000
文学研究科人文学専攻	前期授業料	382,000	542,000	542,000
	後期授業料	542,000	542,000	542,000
文学研究科行動文化情報学専攻	前期授業料	392,400	552,400	552,400
	後期授業料	552,400	552,400	552,400
理工学研究科	前期授業料	614,000	774,000	774,000
	後期授業料	774,000	774,000	774,000
国際関係研究科	前期授業料	405,000	565,000	565,000
	後期授業料	565,000	565,000	565,000
政策科学研究科	前期授業料	405,000	565,000	565,000
	後期授業料	565,000	565,000	565,000
応用人間科学研究科	前期授業料	407,500	567,500	567,500
	後期授業料	567,500	567,500	567,500
言語教育情報研究科	前期授業料	382,000	542,000	542,000
	後期授業料	542,000	542,000	542,000
テクノロジー・マネジメント研究科	前期授業料	579,000	739,000	739,000
	後期授業料	739,000	739,000	739,000
公務研究科(公共政策専攻社会人1年修了コースを除く)	前期授業料	405,000	565,000	565,000
	後期授業料	565,000	565,000	565,000
公務研究科(公共政策専攻社会人1年修了コース)	前期授業料	687,500	847,500	—
	後期授業料	847,500	847,500	—
スポーツ健康科学研究科	前期授業料	429,000	589,000	589,000
	後期授業料	589,000	589,000	589,000
映像研究科	前期授業料	739,500	899,500	899,500
	後期授業料	899,500	899,500	899,500
情報理工学研究科	前期授業料	614,000	774,000	774,000
	後期授業料	774,000	774,000	774,000
生命科学研究科	前期授業料	614,000	774,000	774,000
	後期授業料	774,000	774,000	774,000

注1 3年次以降は2年次の授業料と同額(公務研究科(公共政策専攻社会人1年修了コース)においては、2年次以降は学期につき847,500円)とする。

納付金等別表3—2(博士課程後期課程の授業料)(第77条関連)

(単位：円)

研究科	費目	全年次
全研究科	前期授業料	250,000
	後期授業料	250,000

納付金等別表3—3(一貫制博士課程の授業料)(第77条関連)

(単位：円)

研究科	費目	1年次		2年次	3～5年次(注1)
		他大学等出身	設置大学等出身		
先端総合学術研究科	前期授業料	405,000	565,000	565,000	250,000
	後期授業料	565,000	565,000	565,000	250,000

注1 6年次以降は5年次の授業料と同額とする。

納付金等別表3—4(専門職学位課程の授業料)(第77条関連)

(単位：円)

研究科	費目	1年次	2～3年次(注1)
法務研究科	前期授業料	637,500	637,500
	後期授業料	637,500	637,500
経営管理研究科(アカウンティング・プログラムを除く)	前期授業料	固定授業料	61,000
		単位授業料	48,000(1単位につき)
	後期授業料	固定授業料	61,000
		単位授業料	48,000(1単位につき)
経営管理研究科(アカウンティング・プログラム)	前期授業料	固定授業料	136,000
		単位授業料	48,000(1単位につき)
	後期授業料	固定授業料	136,000
		単位授業料	48,000(1単位につき)

注1 4年次以降は3年次授業料と同額とする。

納付金等別表3—5(4年制博士課程の授業料)(第77条関連)

(単位：円)

研究科	費目	全年次
薬学研究科	前期授業料	250,000
	後期授業料	250,000

納付金等別表4—1(在籍料)(第79条関連)

(単位：円)

研究科	金額
全研究科	5,000(学期につき)

納付金等別表4—2(特別在学料)(第80条関連)

(単位：円)

研究科	区分	金額
全研究科	第80条第1号に定める者	5,000(学期につき)
	第80条第2号に定める者	25,000(学期につき)

納付金等別表5—1(科目等履修料)(第81条関連)

(単位：円)

研究科	金額
経営管理研究科	48,000(1単位につき)
理工学研究科	31,000(1単位につき)
テクノロジー・マネジメント研究科	31,000(1単位につき)
映像研究科	31,000(1単位につき)
情報理工学研究科	31,000(1単位につき)
生命科学研究科	31,000(1単位につき)
薬学研究科	31,000(1単位につき)
全研究科(文化遺産防災学 教育プログラム)	50,000(学期につき)
全研究科(Study in Kyoto Program)	366,000(学期につき)
上記以外の全研究科	21,000(1単位につき)

納付金等別表5—1—2(聴講料)(第81条の2関連)

(単位：円)

区分	金額
法学研究科、政策科学研究科、応用人間科学研究科、先端総合学術研究科、法務研究科およびスポーツ健康科学研究科の科目	12,500(1単位につき)
テクノロジー・マネジメント研究科の科目	18,500(1単位につき)
経営管理研究科の科目	22,500(1単位につき)

納付金等別表5—2(特別履修料)(第82条関連)

(単位：円)

研究科	金額
理工学研究科(外国人短期留学実習受入プログラム)	300,000(年額)
全研究科(JENESYSプログラム)	290,000(学期につき)
上記以外の全研究科	366,000(学期につき)

納付金等別表5—3(研修料)(第83条関連)

(単位：円)

研究科	金額
全研究科	4,200(年額)

納付金等別表5—4(研究料)(第84条関連)

(単位：円)

研究科	金額
全研究科	14,000(年額)

納付金等別表5—5(専修料)(第85条関連)

(単位：円)

研究科	金額
全研究科	5,000(年額)

納付金等別表5—6(外国人研究料)(第86条関連)

(単位：円)

研究科	金額
全研究科	366,000(学期につき)